

## 特定疾患療養管理料および生活習慣病管理料について

### ○特定疾患療養管理料/特定疾患処方管理加算

厚生労働大臣が定める疾患に対して、かかりつけ医としてのプライマリケア機能を担うことを目的とし、継続的な病状の評価、定期検査、その評価に基づいた処方の調整、食事・運動・服薬指導などをおこない、「特定疾患療養管理料」を算定しております。対象疾患の患者様の状態に応じ、医師の判断のもと28日以上の投薬を行うことがあります。その際は、特定疾患処方管理加算が算定されます。

### ○生活習慣病管理料

令和6年6月1日より診療報酬改定において、高血圧症・脂質異常症・糖尿病が「特定疾患療養管理料」の対象疾患から「生活習慣病管理料」へ移行となりました。

厚労省の指針に従い、「高血圧症」・「脂質異常症」・「糖尿病」のいずれかを主病とする患者様には、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容等を記載した『生活習慣病療養計画書』の作成、また療養計画書に基づいた指導の基に「生活習慣病管理料」を算定しております。

血液検査や血圧手帳などで安定していることを確認できた患者様(十分な観察期間が必要です)の中で医師が可能と判断した場合は、28日を超える長期処方やリフィル処方箋を発行することができます。リフィル処方箋についてご質問があれば、診察時に医師へお尋ねください。

なかじま内科